

西海市教育委員会（令和8年第1回定例会）会議録

期 日： 令和8年1月23日（金） 午後2時30分開会

場 所： 大瀬戸コミュニティセンター2階 第1会議室

出席委員： 教育長 渡邊 久範
委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席職員： 教育次長 田口 春樹
教育総務課 課長 吉浦 和也
課長補佐 熊本 英哲、山下 健悟
主査 椿 ちひろ（書記代理）
学校教育課 課長 高尾 晃
参事 尾畑 幸二
社会教育課 課長 尾崎 淳也
課長補佐 白濱 義晴、森下 直也

傍聴者： なし

1. 開会

○教育長

それでは令和8年第1回定例会教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の氏名について

○教育長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に北島委員、矢吹委員を指名いたします。

なお、会議録は各委員への事前送付及び指名委員の署名により、承認されたものとみなします。

3. 会期決定について

○教育長

次に、会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りといたしますが、ご異議はありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

続きまして、諸報告を行います。お手元の教育長一般報告1月分をご覧ください。

月日	曜	項目
12月26日	金	仕事納め式
1月4日	日	二十歳のつどい
1月5日	月	仕事始め式
1月8日	木	令和8年西海市消防出初式
1月9日	金	第9回校長会研修会
1月16日	金	第7回教頭会研修会
1月20日	火	第2回西海市スポーツ推進審議会
1月21日	水	第4回社会教育委員会
1月22日	木	西海市・西彼杵郡学校保健会研究大会

以上が1月の報告になりますけども、何か質問等ございますか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

のちほどまたご報告もあるということだったんですが、二十歳の集いについて、多分コロナの影響とか、会場を2つに分けた関係とかということもあるんですけども、それこそ大会の中でも、さかんに言われる地域の皆様のおかげでとか、地域の中でとかっていう話の割には、その地域の皆さんの顔が本当に最近見えなくなったなあと感じてまして。例えば地域の行政区長さんとか、あるいは民生委員の皆さんとか、その辺のところは、出席対象者っていうのが大きく変わったのかなと思ってんですけども。今後もやっぱり、今現在の出席対象者の選定方針をお聞きしたいのと、それから今後どういうふうを考えてらっしゃるのかというところをちょっとお聞きしたいんですけど。

○教育長

はい。社会教育課の方でよろしいですか。社会教育課長。

○社会教育課長

確かにこの二十歳の集いの参列につきましては、もちろん対象者の方、あと今年度につきましては保護者の方も一応会場には入れさせていただきました。

北島委員がおっしゃった、各委員の方々と各区長の皆様方とかということへのお話は、全体的にすべてというところで出席をお願いすることはできませんで、確かに会場のキャパシティーというのがあります。そこも含めて今後、確かに成人者の方が少なくなってまいり

ますので、そういったところへの選定というのは確かに委員が言われるように、今後検討すべきかなと考えております。

せっかく、今回176名でしたけども、成人者の方がいらっしゃいますので、その中の挨拶の中にも地域のおかげでとかってという言葉が数多く出てまいりますので、そこについては今後検討させていただければなと思いますし、地域あつてのというところでもありますので、ぜひその辺の声掛けについては検討してまいりたいと思っております。

○教育長

他にございませんか。はい。それではないようですので、以上で諸報告を終わります。ただいまから議事に入ります。

5. 議事

【日程第1】報告第1号「令和7年度教育費補正予算（第6号）に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第1、報告第1号「令和7年度教育費補正予算（第6号）に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。報告第1号「令和7年度教育費補正予算（第6号）に係る臨時代理の承認について」です。本案の提案理由ですが、令和7年度教育補正予算第6号について、別紙のとおり臨時代理により処理したので、これを報告し承認を求めるものです。

参考条文につきましては、下段のほうに記載をしております。続きまして2ページをお開きください。2ページが本臨時代理に係る処分書という形になります。具体的な補正予算書については3ページになります。

今回の補正予算につきましては、2項小学校費及び3項中学校費のそれぞれの3目、学校建設費に小中学校校舎空調設備整備事業費として、小学校費においては1億8千3百48万3千円、中学校費にあつては3千8百21万5千円を計上するものです。その内容といたしまして、国の経済対策に係る補正予算を活用しまして、特別教室である理科室に空調設備を整備するもので、小学校は9校に9教室、中学校は4校に6教室を予定しており、小学校においては3校に受変電設備、キュービクルの新設も予定しているところです。

次に4ページをお開きください。繰越明許費になりますが、先ほどご説明した小中学校校舎空調設備整備事業につきましては、国の補正予算第1号を財源に事業を実施することとなっております。これにつきましては、標準工期が確保できませんので、年度内の事業完了が困難となります。従つてその翌年度に予算を繰り越す予定にしております。事業の完成につきましては、今の段階で今年の12月下旬、今年中に整備を完了するというところで予定をして

いるところです。

報告第1号の提案理由につきましては以上でございませう。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、報告第1号の説明がありましたか、質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありますか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。報告第1号は原案のとおり承認することに異議はありますか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、報告第1号「令和7年度教育費補正予算(第6号)に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

ここで、説明員として総務部職員の参加を求めたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【日程第2】議案第1号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(西海市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について)」

○教育長

休憩を閉じて会議を再開いたします。日程第2、議案第1号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(西海市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長

○教育次長

はい。議案第1号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(西海市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について)」です。本議案の提案理由ですが、令和8年第1回西海市議会定例会に西海市長が提案予定の、西海市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。参考条文につきましては、下段に記載しております。

次にページが飛びますが、8ページに条例制定のポイントをまとめておりますので、こちらを見ていただければと思います。ポイント2制定の内容です。西海市地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例を制定し、本来教育委員会が所掌すべきスポーツに関する事務のうち、学校における体育に関する事務及び社会体育施設に関する事務を除いた事務を、市長部局の事務とする内容となっております。また、これに関連しまして、西海市スポーツ推進審議会については、当該条例の附則により西海市スポーツ推進審議会条例が一部改正され、当該審議会の所掌事項であるスポーツに関する施設及び設備に関する調査審議事項を除いたうえで、当該審議会を市長の附属機関へと変更する内容となっております。なお、スポーツに関する施設及び設備に関する調査審議事項につきましては、別途教育委員会の附属機関の設置条例として定める予定の、スポーツ施設審議会設置条例において、当該審議会の所掌事項として規定されておりますのでお知らせします。

次に戻っていただきまして、2ページをお開きください。2ページから4ページにかけて条例案を掲載しております。ここについては、本則のみ読み上げさせていただきたいと思っております。西海市条例第 号、西海市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号第23条）の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務及び社会体育施設に関する事務を除く。）は、市長が管理し及び執行することとするとしております。附則の第1項については、施行期日を規定しております。第2項は、本年4月1日である施行期日前後の、市長と教育委員会の処分・申請等に関する経過措置をうたっております。第3項、第4項につきましては、施行期日前後の市長と教育委員会の委員の委嘱に係る任期や、調査審議及び建議の事項、庶務の事務処理に関する西海スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置をうたっております。第5項は、すでに改正や公布がなされ、改正内容の施行を待っている西海市組織条例の一部を改正する条例をさらに一部改正する内容となっていること。第6項は審議会の庶務を、教育委員会事務局から市長部局である地域振興部に変更する、西海市スポーツ推進審議会条例の一部改正となっております。これら附則の規定により、特例条例の制定に伴い、他の条例の一部改正等もあわせて行う予定にしております。

次に5ページからが新旧対照表になります。条文ごとに改正内容をここでご確認いただきたいと思います。まず5ページにつきましては、附則第5項の内容となっております。新設される地域振興部の所掌事務に、キ スポーツに関すること（学校における体育に関すること及び社会体育施設に関するものを除く。）という所掌事務を追加するものです。

次に6ページにつきましては、西海市スポーツ推進審議会条例の一部改正の内容となっております。第2条において、市長部局に移管された同審議会の所掌事務が法第35条、この35条といいますのは、社会教育団体への補助金の交付に関する、審議会の意見の聴取の規定でありますけれども、この法35条のうち、社会体育施設及びその付帯設備に係る補助金の交付に関することは、引き続き教育委員会で所管することとして、スポーツ推進計画の策定に関することを所掌事務として明確にする内容となっております。

また、第9条において、審議会の庶務は、教育委員会事務局から地域振興部に移管することとなっております。

以上、説明が長くなりましたが、議案第1号に係る提案理由及び改正内容の説明を終了い

たします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第1号の説明がありました。質疑はありませんか。はい、谷口委員どうぞ。

○谷口委員

この件に関しては、前の教育大綱とかその大きな総合計画の中でも話題になっていたのだと理解してるんですけど、そもそもこのスポーツに関する事務を市長部局に移行するという、その意図をもう少しこう、お知らせいただければありがたいなと思うんですけど。

○教育長

はい、総務部長。

○総務部長

はい。年内に少しお話をさせていただく時間をいただいたときに、北島委員さんからもご質問がありましたけれども、地域づくりに関する事務を一元化して、スポーツの振興による地域活性化というところ、ざっくりしてますけど、という考えでおります。

○教育長

よろしいでしょうか。他にございませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

12月からまた時間も過ぎておまして、さらに所管に関しての、それぞれの分掌というものも具体的に検討のほうが進んでいっちゃうのかなと思うんですが、改めてお話しとかお願いしたいところなんですけども、あくまでやはり代行執行というところも残るということで、先日ご説明がございました。そういった中で、教育振興計画における、例えばスポーツ振興というところもまた残っていく、しばらくはですね。しかしその所管としては、地域振興部になられますので、将来的にはしっかりと分掌というものを、現場の方で混乱が（ないように）、あるいは教育行政とそういった地域振興行政というところでの整理というものをしっかりつけていくような、そういう業務の立て付けというものをやっていただければなどというのは、これはもう前回と同じですがお願いになりますので、よろしく願いしたいなと思ってます。

○教育長

はい、教育次長。

○教育次長

12月の定例会の折に、総務部から説明をさせていただいております。その中で、これに関わるスポーツ関係のいろんな団体がございます。それについても事前に意見を聞くような機

会を設けるということで説明をさせていただいたかと思えます。本年に入りまして、1月の15日から20日までの間なんですが、スポーツ協会であったりとか、スポーツ推進審議会において説明をさせていただいております。具体的な市長部局に移管をする事務については、のちほどの議案第3号第4号の中で説明をさせていただきたいと思っているところなんですが、やはり説明した際に、一番は、市民が戸惑わないような形で丁寧な対応してくれというふうなご意見もいただいておりますので、移管にかかる期間についてはまだ3月末までございますので、十分そういった関係団体であったりとか、利用者の方にも、丁寧な説明を心がけるべきではないのかなと感じたところです。以上でございます。

○教育長

はい、総務部長。

○総務部長

先ほど趣旨のところ、ちょっとざっくりしたお話をさせていただきましたけども、正直に、なかなか走り出してみないとわからない部分っていうのが多くて、走り出した以降は、教育委員会においても地域振興部においても、それはおたくの業務でしょっていうようなことではなくて、連携を図りながら、ちょっと試行錯誤しながらになるかもしれませんけれども、やっていかなきゃいかんと思っております。

○教育長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第1号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について）」は、原案のとおり可決されました。

【日程第3】議案第2号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市スポーツ施設審議会条例の制定について）」

○教育長

日程第3、議案第2号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市スポーツ施設審議会条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第2号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市スポーツ施設審議会条例の制定について）」です。本議案の提案理由ですが、令和8年第1回西海市議会定例会に西海市長が提案予定の、西海市スポーツ施設審議会条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。参考条文につきましては、下段のほうに記載をしております。

次にページ飛びますが、4ページに条例制定のポイントをまとめておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。ポイント2制定の内容になります。現行のスポーツ推進審議会条例第2条第1項各号に定める所掌事務のうち、第1号、スポーツに関する施設及び設備に関することを所掌事務とした合議制機関として設置をする予定にしております。所掌事務以外の内容につきましては、現行のスポーツ推進審議会条例と同様としているところで

す。

次に2ページをご覧になっていただきたいと思います。2ページから3ページにかけてが、条例の案になっております。これにつきましては条例の読み上げは割愛させていただきますと思います。

次に附則ですが、附則の第1項には施行期日、第2項には準備行為をそれぞれ規定しております。なお、スポーツ施設審議会の委員につきましては、スポーツ推進審議会委員に兼ねていただくよう予定をしております。現スポーツ推進審議会委員の任期が本年7月末に満了をすることを考慮しまして、施行期日につきましては本年8月1日としております。

以上、議案第2号に係る提案理由及び改正内容の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第2号の説明がありました。質疑ありませんか。はい、北島委員どうぞ。

○北島委員

整理をさせていただきたいんですが、今お話しなされた、スポーツ施設審議会とスポーツ推進審議会の委員さんは兼務という形になるわけですね。そうすると、この審議会の開催という部分でいうと同日開催になってくるのか、それとも、議案が別々であれば別々に審議されるような形になってくるのか。その開催の在りようというのをちょっと説明していただいでよろしいですか。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。実際それぞれの審議会はどういった議題で話し合っていたかによるところがあるんですが、基本的にはスポーツ推進審議会をベースに、施設に関するような事項があれば、同日に推進審議会と施設審議会を、例えば時間を分けてやったりとか、そういった形の運用になろうかと考えているところです。

実際これまでの審議会の議題を確認しますと、施設であったり、設備に関する内容というのはあまりございませんでした。そういったところを考え合わせますと、先ほど説明したように、推進審議会をベースに、施設の審議会をそこで当日開催をするという運用が望ましいのではないのかなと考えているところです。具体的な審議会の運営とか、そういったところについては、地域振興部とこれから協議をしていくという形になろうかと思えます。

○教育長

よろしいですか。今の回答で。

○北島委員

はい。大体想定していたような回答でした。

○教育長

他ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって議案第2号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(西海市スポーツ施設審議会条例の制定について)」は、原案のとおり可決されました。

ここで、総務部職員の退席を求めたいと思いますので、暫時休憩します。

【日程第4】議案第3号「西海市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

休憩を閉じて会議を再開いたします。日程第4、議案第3号「西海市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長

教育次長。

○教育次長

議案第3号「西海市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」です。本議案の提案理由ですが、西海市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定により、スポーツ振興部門を市長部局へ移管することに伴い、当該規則における所要の改正をしようとするものです。

次にページが飛びますが、7ページに規則の改正のポイントをまとめておりますので、ご覧になっていただきたいと思っております。今回の改正の理由、ポイント1ですけれども、それについてはもう提案理由のとおりでございます。ポイント2に、今回の改正の内容ということで、市長部局に移管する事務をまとめております。これまで社会教育文化スポーツ班で所管していた以下の事務を、地域振興部地域振興課、地域振興課というのはまだ仮称になりますが、移管をするものです。大きい項目として1、社会体育の推進に関する事で、各種スポーツ大会の派遣に関する事、各種スポーツ活動補助金の交付に関する事。具体的に申し上げますと、スポーツ大会出場補助金、スポーツ活動費補助金になります。この中で子ども体験活動費補助金、青少年スポーツ振興補助金につきましては、引き続き教育委員会で所管をしていきたいと考えております。また、指導者講習会等に関する事、社会体育計画の策定に関する事ということで、教育振興基本計画のスポーツ振興分野、そしてスポーツ推進計画につきましては、市長部局に移管予定です。また、社会体育講演会等に関する事についても移管する予定です。大きい項目として2、社会体育の企画調査及び連絡調整に関する事ということで、社会体育の企画調査に関する事、市民のスポーツ行事に関する事ということで、具体的には、七釜鍾乳洞ロードレース大会、西海シティーウォークを市長部局に移管予定です。また、スポーツ大会等の後援名義についても、市長部局に移管予定です。

次に、スポーツ推進審議会に関する事、先ほどの議案にも関係するところですが、これについては市長部局に移管予定です。次のページをお開きください。スポーツ推進審議会の開催に関する事や、スポーツ推進審議会委員への情報提供に関する事を移管しますので、この移管に伴ってスポーツ施設審議会に係る事務が、社会教育課に追加される予定になっております。

大きい項目として4、スポーツ推進委員に関する事、選任であったり会議の開催、また協議会に関する事を移管する予定です。また、社会体育団体の育成及び支援に関する事ということで、スポーツ協会の育成及び支援に関する事、各競技団体との連絡調整、総合型スポーツクラブの育成支援に関する事、スポーツリーダーバンクの活用に関する事を移管予定です。

最後に体力づくりの推進及び実施に関する事ということで、体力づくりの推進に関する事、スポーツ教室の開催に関する事、ただし、児童生徒分については、引き続き教育委員会の方で所管する予定になっております。施行期日につきましては本年4月1日からと考えております。

2ページに戻っていただいでよろしいでしょうか。2ページから3ページが組織規則の一部を改正する規則となっております。また、それに伴う新旧対照表を4ページから6ページに記載しております。具体的な内容につきましては、本説明をもって割愛をさせていただきます

たいと思っております。議案第3号に係る提案理由及び改正内容の説明はこれで終了したいと思えます。

なお、議案、本日の議案第1号及び第2号が条例改正案となっております。それに伴う規則の改正案、次が訓令の改正案で、市議会の審議結果を踏まえる必要があるということで、この、議案第3号、そして次の議案第4号につきましては、第3回定例教育委員会までの継続審議をお願いをしたいと思います。今年の3月に改めて提案をして審議をしていただくということで考えております。

加えまして、来年度以降、防災食育施設整備準備事業という大型事業を計画しており、それに着手するという予定をしております。その事務の所管の適正化を図る必要があり、それについては教育総務課と学校教育課で所管をしている事務の所管の変更を検討しているところです。そういった検討結果を踏まえまして、改めて3月に、議案の提案をさせていただきたいと思えます。本日の議案3号、4号として提案をするんですが、また別の議案で先ほど説明した内容については、提案の可能性も含めてよろしくお願ひしたいと思えます。議案第3号に係る提案理由は以上でございます。

○教育長

ただいま議案第3号の説明がありました、先ほどの議案第1号、2号との関係で継続審議ということになるかと思えますけども、何か質疑はございませんか。はい、武宮委員どうぞ。

○武宮委員

すいません、ちょっと教えていただきたいんですけども、地域振興課へ移管した後は、もうこの教育委員会は、ここに記載のあるような内容については、関わらないというか、もう完全に切り離されるようなことでよろしいでしょうか。

○教育長

教育次長。

○教育次長

はい。完全に関わらなくなるのかといえば、引き続き関わっていく部分があります。というのは、実際各教育委員会の出先の機関として、各地区の方に地区の担当事務所というのを置いております。これについては社会体育施設であったり、公民館の施設であったり、あるいは学校の体育施設、そういったところの市民の利用申請を受付けたりとか、そういったところがあります。実際その形については、4月以降も変えないということで考えております。なぜかと申しますと、やはりこれまでの体制を変えとなると、市民の方が戸惑うところがありますので、使用申請であったり、補助金の申請であったり、そういったところについては、引き続き地区の担当事務所の窓口で受け付けをしたりとか、相談に乗ったりとか、そういったところを考えております。それについては、市長部局の事務を今度教育委員会で教育委員会の職員が補助執行するという、そういった規則を改めて設けて対応させていただき

たいと思います。武宮委員のご質問の内容については、このような答弁をしてるんですけども、具体的にこの教育委員会の会議において、これについて協議がなされるのかといいますと、スポーツ教育振興基本計画の教育振興に係る部分であったりとか、そういったところについて協議をしたりとかする場面はあろうかと思うんですが、基本的に移管されれば、市長部局の方で取扱いをしていただいで、教育委員会ではもう取扱わないという形になろうかと思ひます。

○教育長

今の回答でよろしいですか。はい。他にござひませんか。はい、矢吹委員どうぞ。

○矢吹委員

今の説明を聞きますと、社会体育施設を利用するときは、一般で利用する場合は、今までと同じような形で利用するっていうことでよかつたんでしょうか。

○教育長

社会教育課長。

○社会教育課長

例えば、公立の公民館を使用するときに使用申請する際は、やはり地区の担当事務所のほうに行くかと思うんですよね。それと同じように、要は3月までの窓口と4月以降の窓口というのはもう全然変わらないと。

ですから、これまで同様の申請であったり、そういった照会であったりとか、そういった形になりますので、市民の方々にとっては実際は変わらないとご理解をしていただければと思ひます。

○教育長

他にござひませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第3号は、継続審議とすることにござひませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よつて、議案第3号「西海市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、次回以降の定例会までの継続審議といたします。

【日程第5】議案第4号「西海市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第5、議案第4号「西海市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育長
教育次長。

○教育次長
議案第4号「西海市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」です。本議案の提案理由ですが、先ほどと同様になりますけれども、スポーツ振興部門を市長部局へ移管することに伴い、当該訓令における所要の改正をしようとするものです。2ページから9ページにかけてが改正の訓令案、10ページから14ページにかけてが新旧対照表をそれぞれ掲載しておりますが、改正のポイントも含めて説明は割愛をさせていただきたいと思っております。基本的には、事務局組織規則の改正に伴う事務決裁規程の改正とご理解をさせていただきたいと思っております。

重ね重ねになりますが、本議案につきましても、3月定例会で改めて審議をしていただくということで、継続審議でお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○教育長
ただいま、議案第4号の説明がありました。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。お諮りします。議案第4号は、継続審議とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第4号「西海市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」は、次回以降の定例会までの継続審議といたします。

○教育長
以上で本日の議事はすべて終了いたしました。その他について事務局からの諸報告をお願いします。

6. その他
各課諸報告(資料により報告)

○教育長 はい。
ただいま各課から報告がありましたけれども、委員の皆様方から何かございますか。よろしいでしょうか。

それではないようですので、以上で本日の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさま

でした。

(午後3時29分閉会)

次回の定例教育委員会：令和8年2月27日（金）午後1時30分から

署名

令和 年 月 日

教育委員

教育委員

職員
